

電子版

脱農薬てんとう資料集

第7号

農薬類の使用規制をめざす法律案

- 殺虫剤等規制法 と害虫防除業適正化法 -

(2007 年 8 月)

=====

発行 反農薬東京グループ
〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B
電話 / ファックス : 042-463-3027
E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp
URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>

=====

***** もくじ *****

はじめに	2
第1章 なぜ、農薬類規制の新法が必要か	3
1 生活環境での使用規制の必要性	3
1-1 現行法体系の問題点	3
囲み記事：農薬登録された非農耕地用除草剤の商品名と宣伝文	9
1-2 農薬類による健康被害～受動被曝も問題	10
1-3 生活環境での農薬類使用を規制する新法を	14
2 除業者規制の必要性	16
2-1 現行法体系の問題点	16
2-2 防除業者の散布による健康被害	18
2-3 防除業者に登録制度を	19
3 日常的な農薬類の大気汚染と被曝	19
3-1 都市での大気汚染	19
3-2 農村での有機リン剤汚染	21
3-3 M E Pの松枯れ防除で、有害な分解・代謝物オキソン体が生成	22
3-4 早急なすべき、有機リン剤の使用規制	23
囲み記事：M E Pの無人ヘリコプター空中散布健康被害	23
第2章 新法「殺虫剤等規制法」と「害虫防除業適正化法」	24
1 法案の提案まで	24
1-1 2000年から準備	24
1-2 06年6月9日に参議院に提出	25
1-3 国会での趣旨説明	25
2 「殺虫剤等の規制等に関する法律案」について	27
2-1 法の概要	27
2-2 法の解説	28
3 「害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案」について	29
3-1 法の概要	29
3-2 法の解説	30
第3章 脱農薬への道	32
1 I P Mによる環境保全型農業	32
2 有機農業の推進に関する法律が施行される	32
2-1 国や地方自治体の責務など	33
2-2 非食用・非農業分野でも有機農業の手法を	33
2-3 基本指針へのパブリックコメント	33
2-4 パブコメへの農水省見解	36
3 地方自治体は条例などで脱農薬を	37
3-1 有機農業推進法の推進計画への要望	37
3-2 地方自治体は脱農薬緑化条例を	38
第4章 参考資料	39
1 別表	40
別表2 生活害虫防除剤協議会への照会事項及び回答(神奈川県調査報告より)	40
別表3 「環境にやさしい」等の表示について事業者が回答した表示の根拠(同上)	41
別表4 年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数(上位10品目)	42
別表5 都道府県別防除業者等の数	43
2 二つの新法律案全条文	44
2-1 第一六四回 参第一九号 殺虫剤等の規制等に関する法律案	44
2-2 第一六四回 参第二〇号 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案	50
3 ウェブサイトリンク集	57

はじめに

私たちの身の回りではたくさんの農薬や農薬類似物質が使われています。それらは虫、菌、草などを殺すために使用される殺生物剤です。公共施設でも、一般家庭でも、道路や公園でもあらゆるところで非常に安易に使用されているため、受動被曝により健康被害を訴える人が増えています。特に、乳幼児や化学物質過敏症などの農薬弱者は、症状の原因が化学物質であることもわからず、苦しみ続けている例が多くあります。

これら農薬や農薬類似物質に対する規制は、全てが縦割りであり、成分が同じでも用途が違えば規制できません。たとえば、除草剤として一般に使用されているグリホサート（ラウンドアップ）は、農地に使えば農薬取締法の適用を受けますが、空き地や駐車場、道路、鉄道敷地など農地以外の場所で使うものには、規制がありません。そのため、農薬登録されていないグリホサート剤がホームセンターなどで安く売られ、生活環境の中で無造作に使われています。

農薬として多用されている有機リン系（MEP = スミチオンなど）やピレスロイド系殺虫剤（ペルメトリンなど）も、室内でハエやカ、ダニ、ゴキブリ駆除などに使用される場合は、薬事法の対象ですが、ユスリカ、アリ、ヤスデ、クモ、シロアリなどの殺虫剤として使用される場合は取り締まる法律はありません。

同じ成分でありながら、用途によって何の規制もできないというのは不合理です。私たちは丸ごと生きているのであって、生活する場を断片的に捉えた、不十分な規制しかない現行法体系では健康を守ることはできません。私たちの生活環境で使用される農薬や農薬類似物質全体を規制する必要があります。

また、私たちが05年に実施した「住宅地等での農薬使用について」の会員アンケート調査によれば、身の回りでの農薬散布者の半数が防除業者（含む造園業者）でした。日常的に、多種多量の農薬や農薬類似物質を使用している防除業者ですが、何の規制もなく野放し状態です。防除業者の中には使用している殺虫剤の名前すら知らない者もいました。有機リン系の農薬の現地混用は避けるようにという通知があっても、何が有機リン系なのかもわからないような業者に散布を任すわけにはいきません。農薬や殺虫剤、シロアリ防除剤等を扱う防除業者が適正な事業を行うよう、登録制にしたり、研修を義務づける必要があります。

本資料集では、第1章で新たな法律の必要性を述べ、第2章で新たな法律として提案された「殺虫剤等の規制等に関する法律案」と「害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案」を概説し、第3章で脱農薬への道として、06年12月に公布・施行された「有機農業の推進に関する法律」の趣旨を生かし、地方自治体で脱農薬緑化条例を制定するよう提起しました。

なお、建築物衛生法等に基づいて使用される衛生害虫駆除用殺虫剤や防疫用殺虫剤とIPMについて、今後刊行予定の別資料集でとりあげることにしますので、しばらくお待ちください。